【簡易版】

住宅性能評価業務料金 < 戸建住宅>

記載の料金は、電子交付を前提とし、センターに建築基準法第6条の2第1項の確認申請又は同法第18条第4項の計画通知を 行う場合の額とします。

1. 設計住宅性能評価料金

■ 設計住宅性能評価料金(表1)

税込金額<税抜金額>/単位:円

住宅の 種別	住宅の 形式	延床面積 ※3	日本住宅性能表示基準のうち住宅性能 評価を受けなければならない性能表示 事項のみについて評価する場合	左記に加え、それ以外の 性能表示事項を評価する場合
	標準 ※1	200㎡以内	48,400 <44,000>	52,800 <48,000>
戸建		200㎡超	53,900 <49,000>	57,200 <52,000>
住 宅	型式等 ※2	200㎡以内	31,900 <29,000>	36,300 <33,000>
		200㎡超	37,400 <34,000>	40,700 <37,000>

※1 標準 : 型式等以外の住宅

※2 型式等: 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅及び住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分

である認証型式住宅部分等を含む住宅

※3 延床面積:併用住宅の場合は、非住宅の部分を合算した延床面積とします。

●設計住宅性能評価申請と併せて長期使用構造等の確認を行う場合の設計住宅性能評価料金は、以下の料金を 加算します。(表2) 税込金額<税抜金額>/単位:円

住宅の種別	住宅の 形式	料金の加算額
戸建	標準 ※1	6,600 <6,000>
住宅	型式等 ※2	6,600 <6,000>

※1 標準 : 型式等以外の住宅

※2 型式等: 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅及び住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分

である認証型式住宅部分等を含む住宅

- 併用住宅(他住戸等として扱わない併用部分がある住宅)は、戸建住宅の料金を適用します。
- ・設計住宅性能評価の申請において、建築基準法第6条の2第1項の確認申請又は同法第18条第4項の計画通知を他機関に行うときは、表1の金額の1.1倍となります。
- 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合、別途料金を加算します。

• 変更申請に係る料金

- ア 変更設計住宅性能評価申請の料金は、表1に掲げる料金の1/2の額となります。また、長期一体住宅性能評価の変更設計住宅性能評価申請の料金は、表1の料金に、表2による額を加算した額の1/2の金額となります。
- イ 軽微変更該当証明の申請料金は、戸建住宅(併用住宅を含む。)にあっては1住戸当り8,800円(税込)となります。
- ウ 当センター以外の者が行った設計住宅性能評価(変更設計住宅性能評価を含む。)に係る案件で、アまたはイの変更を 当センターに申請する場合の料金は、新たに設計住宅性能評価の申請を受けたものとして、表1の料金又は表1に表2 の料金を加算した金額となります。
- 設計住宅性能評価書(変更設計住宅性能評価を含む)又は軽微変更該当証明書を書面にて交付する場合の料金は、 表1の料金に、戸建住宅(併用住宅を含む)にあっては1住戸当り6,600円(税込)の額を加算した額となります。

2. 建設住宅性能評価料金

■ 建設住宅性能評価料金(表3)

税込金額<税抜金額>/単位:円

住宅の 種別	延床面積 ※1	日本住宅性能表示基準のうち住宅性能 評価を受けなければならない性能表示 事項のみについて評価する場合	左記に加え、それ以外の性能表示 事項を評価する場合
戸建	200㎡以内	86,900 <79,000>	90,200 <82,000>
住 宅	200㎡超	91,300 <83,000>	95,700 <87,000>

^{※1} 延床面積 併用住宅の場合は、非住宅の部分を合算した延床面積とします。

●再検査を行う場合の建設住宅性能評価料金は、以下の料金を加算します。(表4)

税込金額<税抜金額>/単位:円

住宅の 種別	延床面積 ※1	再検査1回当たりの追加料金	
戸建	200㎡以内	23,100 <21,000>	
住 宅	200㎡超	25,300 <23,000>	

^{※1} 延床面積 併用住宅の場合は、非住宅の部分を合算した延床面積とします。

● 室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の建設住宅性能評価料金は、以下の料金を加算します。(表5)

税込金額<税抜金額>/単位:円

住戸数	ホルムアルデヒド (1住戸あたり)	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、 エチルベンゼン、スチレン(1住戸あたり)
1	38,500 <35,000>	63,800 <58,000>

- 簡易測定方法を採用し、評価対象1住戸あたり測定箇所は1箇所となります。
- 申請者等の希望により、評価対象住戸内の測定箇所を、当センターの採用している測定方法の必要箇所を超えて測定を行う場合は、その超えた箇所数1箇所当たり下記の額を上記金額に加算します。

(1) ホルムアルデヒド

19,800円 <18,000円>

(2) ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン

31.900円 <29.000円>

- ・併用住宅(他住戸等として扱わない併用部分がある住宅)は、戸建住宅の料金を適用します。
- ・建設住宅性能評価の申請において、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法7条の4第1項の検査申請又は同法第18条第26項の検査及び同法第18条第32項の検査申請を他機関に行うときは、表3の金額の1.1倍となります。
- 変更申請に係る料金
 - ア 変更建設住宅性能評価料金は、当該計画の変更に係る部分の直前の建設住宅性能評価を当センターが交付している場合は、表3の料金の1/2の金額となります。
 - イ 直前の建設住宅性能評価を当センター以外の者が行っている場合は、別途協議によります。
 - ウ 設計住宅性能評価を行った者が当センターでない場合は、表3の料金に、当該建築物に係る部分の種類及び床面積並びに評価する性能表示事項に応じて表1の料金の1/2の金額を加算します。
- ・建設住宅性能評価書(変更建設住宅性能評価を含む)を書面にて交付する場合の料金は、表3の料金に、戸建住宅(併用住宅を含む)にあっては1住戸当り6,600円(税込)の額を加算した額となります。

3. 評価書の再発行・記載事項の変更

住宅性能評価書を再発行又は記載事項を変更する場合の料金は、戸建住宅(併用住宅を含む)にあっては1住戸当り6,600円(税込)の額となります。

地域別加算料金

住宅性能評価業務料金 <戸建住宅>

●下表の対象地域の建設住宅性能評価料金は、以下の料金を加算します。

税込金額<税抜金額>/単位:円

地域	加算料金	対象地域	
区分		愛知県	神奈川県
A地域	11,000 <10,000>	田原市、蒲郡市、東栄町、設楽町、豊根村、 岡崎市、安城市、幸田町	伊勢原市、平塚市、秦野市、二宮町、 大磯町、中井町、大井町、松田町、開成町
B地域	16,500 <15,000>	名古屋市、春日井市、瀬戸市、豊明市、 日進市、長久手市、尾張旭市、東郷町、 豊田市、刈谷市、西尾市(佐久島を除く)、 知立市、高浜市、みよし市、碧南市、 半田市、大府市、東海市、知多市、 東浦町、阿久比町	厚木市、茅ヶ崎市、藤沢市、大和市、 海老名市、相模原市、座間市、 綾瀬市、寒川町、愛川町、清川村
C地域	22,000 <20,000>	一宮市、小牧市、稲沢市、江南市、 北名古屋市、清須市、岩倉市、犬山市、 豊山町、大口町、扶桑町、あま市、津島市、 愛西市、飛島村、蟹江町、大治町、弥富市、 常滑市、武豊町、美浜町、南知多町、 西尾市(佐久島に限る)	横浜市、川崎市、鎌倉市、横須賀市、 逗子市、三浦市、葉山町

- ・加算料金は、建設住宅性能評価の検査1回毎の額となります。
- ・建築地が愛知県の場合で、床面積の合計が500m以内の建築物又は建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」 を受けた建築物は除きます。
- ・建築基準法による中間検査、完了検査を同時に行う場合を除きます。
- ・同一団地内で同日に連続して複数の住宅の検査を行う場合は、いずれか1つの検査申請に上表の料金を加算します。 ただし、申請者の都合により別々の検査に変更となった場合は除きます。

